

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

数値撮影（デジタル）

### 三 作業地域

埼玉県三郷市、春日部市、吉川市、杉戸町、松伏町、幸手市、草加市、越谷市、八潮市、宮代町

### 四 作業期間

令和二年十二月一日から令和三年三月三十一日まで